

「横須賀市E Vカーシェアリング事業」
実施事業者選定プロポーザル実施要領

1 背景と目的

横須賀市（以下「本市」という。）では、令和4年度からの新たな地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に基づき、電気自動車（以下「E V」という。）の普及を進めることを目的に、E Vカーシェアリング事業を実施する。

E Vカーシェアリング事業については、民間事業のノウハウ、技術力を活用し、実施するものとし、充電設備の設置、E Vの手配、カーシェアリング用のシステム構築及び車両の維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行う。

この実施要領は、事業者の選定にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 事業の概要

(1) 業務名称

横須賀市E Vカーシェアリング事業

(2) 業務内容

別紙1「横須賀市E Vカーシェアリング事業」仕様書のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、予算執行上の理由から、単年度契約とする。

事業期間内においても、本事業の遂行に係る業務契約については、市と受託事業者の両者の合意が得られ、毎年3月の本市議会において、本業務にかかる予算が議決された場合に、予算の範囲内で随意契約する。

また、事業期間後の当該事業の運用是非、運用方法については、協議のうえ、取り決めることとし、継続実施となった場合の業務契約は、事業期間内における条件と同様とする。

(4) 実施場所

横須賀市内の指定する場所

(5) 事業費

令和4年度：

@500,000円（充電設備設置2台）+@57,400円/月×2台×稼働ヶ月（消費税含む）以内
令和5年度以降（年額）：1,378,000円（消費税含む）以内

※事業費は、本業務の履行にかかる全ての経費を含むものとする。

※令和4年度事業費は、事業開始時期により変動する。

（例）令和4年12月から稼働開始した場合の令和4年度予算

充電設備設置2台（@500,000円）+リース料4ヶ月分（@57,400円/月×2台×4ヶ月）=959,200円

※令和5年度以降（年額）は、@57,400円/月×2台×12ヶ月（消費税含む）以内とする。

3 委託事業者選定の方法

- (1) 提案書及びヒアリングの内容による1次選定（公募型プロポーザル方式）
- (2) 1次選定通過事業者による見積もり合わせ

4 参加者資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 横須賀市競争入札参加有資格者として登録されていること。
ただし、登録されていない場合にあつては企画提案書の提出までに審査を受けること。
- (2) 横須賀市の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 一括再委託は原則認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務の履行が不可能である場合、協力事業者に業務の一部を下請けすることは許容する。
- (4) 自家用自動車有償貸渡業許可を取得し、3年以上自動車の有償貸渡事業を運営した実績を有していること。ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。
また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。

5 全体スケジュール（予定）

内容	期間
ホームページ上での公募	令和4年4月22日（金）～5月20日（金）
質問書の受付	令和4年4月22日（金）～5月11日（水）
質問書に対する回答の公表 （本市ホームページ上で公表）	令和4年5月18日（水）
参加申込書等の提出	令和4年4月22日（金）～5月20日（金）
参加可否通知	令和4年5月27日（金）
企画提案書等の提出	令和4年5月30日（月）～6月17日（金）
プレゼンテーション（1次選定）	令和4年6月22日（水）～6月27日（月）
1次選定結果通知	令和4年6月28日（火）
1次選定通過事業者見積もり合わせ	令和4年7月4日（月）
実施事業者決定の通知	令和4年7月4日（月）以降

6 質問書の受付

本案件に関して質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

また、質問書（様式1）は、電子メールにより提出することとし、個別の質問には対応しない。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 受付期間

令和4年4月22日（金）～5月11日（水）まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

横須賀市環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

【電子メールアドレス】 ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

(5) 回答の公表

令和4年5月18日（水）午後5時まで

全質問に対する回答を一括し、横須賀市ホームページ上に公表する（事業者名を除く）。

（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）→コンペ・プロポーザル等の案件情報）

7 参加申込

本案件への参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式2-1）

②事業者実績等一覧（様式2-2）

③実績を証明する書類（契約書の写し及び仕様書の写し）

(2) 受付期間

令和4年4月22日（金）～5月20日（金）まで

(3) 提出方法及び期限

郵送（書留郵便に限る）または直接持参とする。

郵送の場合は、5月20日（金）消印有効（郵送の旨を電話連絡すること）。

直接持参する場合は、5月20日（金）午後5時まで。

(4) 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11 本館1号館5階

横須賀市環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

(5) 資格確認

事務局で参加資格を確認後、以下のとおり、本プロポーザルへの参加可否を通知する。

①通知方法

電子メール

②通知期日

令和4年5月27日（金）正午まで

※事務局の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加することはできない。

※必要書類を提出したにもかかわらず、通知期日までに連絡がない場合は、同日午後3時までに、電話で事務局へ連絡すること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を認められた者は、以下のとおり、企画提案書等を提出する。

(1) 受付期間

令和4年5月30日（月）～6月17日（金）まで

(2) 提出方法及び期限

郵送（書留郵便に限る）または直接持参とする。

郵送の場合は、6月17日（金）の消印有効（郵送の旨を電話連絡すること）。

直接持参する場合は、6月17日（金）午後5時まで。

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

提出書類	部数	注意事項
企画提案届出書	1部	・指定様式による（様式3） ・社名、社印及び代表者印を押印したもの
企画提案書	6部	・様式は自由とする ・社名、社印のあるもの1部（正本） ・社名、社印のないもの5部（副本） ※別紙1「横須賀市EVカーシェアリング事業」仕様書に基づいた企画提案書とすること。
業務の実施体制調書	6部	・指定様式による（様式4） ・社名、社印のあるもの1部（正本） ・社名、社印のないもの5部（副本）

※企画提案書等の作成にあたっては、別紙1「横須賀市EVカーシェアリング事業」仕様書の業務内容を参照すること。

※指定された様式により、必要部数を提出すること。

※提出書類は、コピー可能な用紙を使用すること。

また、ホッチキスやテープで綴じずにダブルクリップ等で留めて提出すること。

※参加申込書を提出し、事務局の確認を受けた場合でも、企画提案書を提出しない限り、本プロポーザル（プレゼンテーション）への参加を認めない。

(4) 企画提案書の内容

企画提案は、次の項目について行うこと。

また、提案内容は仕様書の業務内容を踏まえたものであること。

①技術提案

技術提案には、次の(ア)から(ク)までを必要事項として含めること。

(ア) 実施方針

- ・提案の基本方針・概要等について
- ・設備の平常時のシステム構成図について

(イ) 駐車場の環境整備について……………【企画提案①】

- ・市が貸与する駐車場において必要となる工事、設備内容、維持管理（車両充電で、最大需要電力がなるべく上昇しないよう抑制するための充放電制御システムの構築と運用など）の方法、カーシェアリングであることがわかる表示などについて

(ウ) 車両の調達について……………【企画提案②】

- ・車両の仕様（車種や外部給電機能）、車両に施すラッピングなどについて
- ・車両の調達時期及びカーシェアリングの運用開始時期

(エ) カーシェアリングサービスの運営方法について……………【企画提案③】

- ・車両の施錠・開錠、利用登録・予約方法・料金精算・決済など利用者の手続きや手順、料金体系、などのシステム、問合せ・利用方法・利用者のサポート体制、緊急時・トラブルへの対応、事故発生時のスキーム（補償内容や手順）などについて

(オ) 車両の保守点検・維持管理に関すること……………【企画提案④】

- ・安全対策、防犯対策、定期点検整備及び継続検査、法定定期点検整備、タイヤ等の一般消耗品の交換、油脂類の交換・補充、故障修理、日常点検、清掃、必要に応じた代用車の用意などについて

(カ) サービス利用促進のための業務……………【企画提案⑤】

- ・周知及び広報の方法、カーシェアリングの効果的な運営に関することについて

(キ) 利用状況及びその効果に関すること……………【企画提案⑥】

- ・カーシェアの利用回数、利用者数、走行距離、車両の稼働時間などのデータ収集と市への報告、及びその分析による課題検討や改善提案、二酸化炭素排出量削減効果の算出について

(ク) その他事業によってもたらされる・期待される効果や独自提案

- ・外部給電機能を活用した災害時における車両の活用について

②事業遂行能力

(ア) 事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。

図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

(イ) 事業計画概要、実施体制、スケジュール

- ・実施期間におけるスケジュール等を記載すること。
また、事業者決定後から事業開始までについても記載すること。

(ウ) 市内中小企業の活用

- ・下請け業者または協力事業者の選定にあたっては、市内中小企業を優先して選定すること。

(エ) 事業計画

- ・事業期間における維持管理・メンテナンス等（定期点検整備及び継続検査、法定定期点検整備等）についてのスケジュール等を記載すること。

(オ) 事業資金計画

- ・充電設備設置費、事業実施及び維持管理のための費用、資金調達を含めた事業実施期間中の事業収支計画を提出すること。

(カ) 故障、緊急時の対応体制図

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他緊急時の対策等を記載すること。

(5) 提案書作成にかかる留意事項

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ①用紙の大きさは原則A4縦版とすること。
- ②提案は文書で簡潔に記載すること。
- ③文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ④文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとする。
- ⑤多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- ⑥各指定様式については、必要に応じ複数ページにわたることも可とする。
- ⑦企画提案書には、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。

9 事業者の選定方法及び評価基準

事業者の選定にあたっては、横須賀市職員で構成する「横須賀市EVカーシェアリング事業実施事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、審査する。

(1) 事業者の選定方法

- ①事業者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行う。
- ②各委員が提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果をもとに、下記「(2) 審査基準」に基づき採点を行い、その点数を合計する。
なお、審査項目のうち「2 業務経歴」については、参加者申込時に提出された書類を基に事前に事務局で採点を行い、委員会における審査時の基礎点として計上する。
- ③前項(2)において、最高得点を取得した事業者と、最高点に対して90%以上の得点を取得した事業者との見積もり合わせを行い、実施事業者を選定する。

(2) プレゼンテーション（1次選定）における審査基準

審査項目	評価項目	ウエイト
1 企画提案書	1-1 企画提案書①の内容	10/130
	1-2 企画提案書②の内容	20/130
	1-3 企画提案書③の内容	20/130
	1-4 企画提案書④の内容	10/130
	1-5 企画提案書⑤の内容	10/130
	1-6 企画提案書⑥の内容	10/130
	1-7 企画提案書全般の内容	10/130
2 業務経歴	同種業務の実績及び地域実績	5/130
3 業務の実施体制	3-1 事業遂行能力の確保	5/130
	3-2 事業実施中に発生するリスクへの対応	10/130
4 プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリング内容	20/130

(3) 競争見積もり合わせ（2次選定）における審査

プレゼンテーション（1次選定）において、最高得点を取得した事業者と、最高点に対して90%以上（端数のあった場合は、小数点第1位を四捨五入）の得点を取得した事業者との見積もり合わせを行い、実施事業者を選定する。

(4) その他

本審査に関する異議には一切応じない。

10 プレゼンテーション（1次選定）

企画提案書を提出した事業者は、以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

（1）日時・場所

- ①日時：令和4年6月22日（水）～6月27日（月）のいずれかを予定
- ②場所：参加申込書に対する確認連絡時に、併せて通知予定

（2）実施時間

1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を予定

（3）出席者

- ①3名以内とする。
また、契約を履行する際に、管理責任者または担当者となる者が必ず出席すること。
- ②会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身につけないこと。

（4）ヒアリング（質疑応答）

プレゼンテーション終了後、その内容についてヒアリング（質疑応答）を行う。

（5）その他

- ①プレゼンテーション及びヒアリングは、事前提出された企画提案書に基づき行う。
なお、企画提案書提出後に追加資料を提出することや資料の加除は認めない。
- ②プレゼンテーションにおいて使用するパワーポイント等の資料には、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングにおける貸出物品は、机、椅子、電源、大型ディスプレイ（65インチ）、ディスプレイ接続用HDMIケーブルとする。
それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。
- ④プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、状況に応じ、リモートによるプレゼンテーションによる審査等に変更する場合がある。
なお、変更する場合には、令和4年6月17日（金）までに別途通知する。
- ⑥参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する際は、原則、プレゼンテーション実施日の2営業日前までに辞退届を提出すること。
なお、様式については、辞退の意向が示された際に提示する。

（6）プレゼンテーション（1次選定）の結果通知

プレゼンテーション（1次選定）の参加者に対し、結果を通知する。

①通知方法

電子メール

②通知期日

令和4年6月28日（火）まで

11 競争見積もり合わせ（2次選定）

プレゼンテーション（1次選定）通過事業者において、競争見積もり合わせ（2次選定）を実施する。

（1）見積書の作成

書式についての詳細は、1次選定結果の通知時に併せて連絡する。

なお、記載内容は、住所または所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積金額等とし、代表者印を押印したものとする。

（2）見積書の提出

① 提出部数：1部

② 提出方法：郵送（書留郵便に限る）または直接持参とする。

ともに6月28日（火）～7月4日（月）正午まで（必着）

※任意の封筒に封入封緘のうえ、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出すること。

※封筒には「横須賀市EVカーシェアリング事業（見積書在中）」と「商号又は名称」を記入すること。

③ 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11 本館1号館5階
環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

12 競争見積もり合わせ（2次選定）の実施

プレゼンテーション（1次選定）通過事業者から提出された見積書について、次により競争見積もり合わせを実施し、本件の契約候補者を選定する。

（1）契約候補者の選定方法

見積金額の合計が最も低い額（本市入札制度による平均額型最低制限価格未満となるものを除く。横須賀市入札情報ポータルサイト 入札制度関連情報 参照）を提示した事業者を本業務の契約候補者として決定する。

ただし、同額の見積書を提出した事業者が2者以上ある場合は、1次選定における評価点が最も高い参加者を本業務の契約候補として決定する。

（2）選考結果の通知・公表

最終選考参加事業者に対して、次により結果を通知する。

① 通知内容

- ・契約候補者：選定の旨を通知及び打合せ等の連絡を行う。
- ・その他の参加者：選定外となった旨を通知する。

② 通知方法

電子メール

③ 通知期日

令和4年7月4日（月）

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上限額を超えた見積を提出した場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

14 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提案書の提出は1者につき1案のみとし、書類提出後の修正または変更は認めない。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- (5) 従事者の変更は原則として認めない。ただし、特段の理由があり、やむを得ないと認めた場合のみ、事前に本市と協議の上、届出を受け付ける。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、横須賀市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の対応により、スケジュールを変更する場合がある。
なお、変更があった場合は速やかに市ホームページにその旨を掲載する。

15 事務局（問合せ先）

横須賀市環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町 11

電 話 046-822-9661

F A X 046-824-5630

e-mail ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp